

**令和8年度青森県高等学校春季ゴルフ選手権大会**  
**兼(第53回)東北総スポ大会少年男子選手選考会兼(第80回)国スポ少年少女候補選手選考会競技**  
**ローカルルールと競技の条件**

開催日:2026年5月7日(木)・8日(金)

場 所:津軽カントリークラブ

**選手必携**

標記競技はR&AとUSGAが承認したゴルフ規則(2023年1月施行)と下記のローカルルールと競技の条件を適用する。ローカルルールと競技の条件の修正や追加については各競技の競技規定やプレーヤーへの注意事項、および各会場の公式掲示板で確認すること。下記に参照するローカルルールの全文については2023年1月発効の「ゴルフ規則のオフィシャルガイド」を参照すること(www.jga.or.jpで閲覧可)。

別途規定されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰(ストロークプレーでは2罰打)。

**ローカルルール**

**1. アウトオブバウンズ(規則18.2)**

アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。

- (1) アウトオブバウンズは白杭のコース側の地表レベルで結んだ線によって定められる。
- (2) 球が境界線として定義された境界物を越えた場合、その球はアウトオブバウンズとなる。
- (3) 球がアウトオブバウンズとして定義された道路を横切ってその道路を越えて止まった場合、その球はコース上の別の部分に止まっていたとしても、アウトオブバウンズとなる。
- (4) No.10において球が現にプレーするホール(白杭・線)を結ぶ線を越えて他のホールに止まった場合、その球はアウトオブバウンズとする。

**2. ペナルティーエリア(規則17)**

- (1) ペナルティーエリアがコースの境界線に接している場合、そのペナルティーエリアの縁はその境界線まで達し、その境界線と一致する。
- (2) プレーヤーの球がコースの境界に隣接したレッドペナルティーエリアにあることが分かっている、または事実上確実であり、その球がペナルティーエリアの縁を最後に横切った地点がそのペナルティーエリアのコースの境界側の縁である場合、ローカルルールひな型 B-2.2 に基づいてその地点の反対側に救済を受けることができる。
- (3) ペナルティーエリアのためのドロップゾーン ペナルティーエリアのためにドロップゾーンが設定されている場合、そのドロップゾーンはペナルティーエリアからの1罰打の救済の追加の選択肢となる。そのドロップゾーンは救済エリアである。球はその救済エリアの中にドロップされ、その救済エリアの中に止まらなければならない。
- (4) プレーヤーの球が No.4 レッドペナルティーの中にあるかどうか分からない場合、そのプレーヤーは次のように修正される。規則 18.3 に基づいて暫定球をプレーすることができる。

**3. 異常なコースの状態(動かさない障害物を含む)(規則16)**

(a) 修理地

- (1) 青杭を立てた白線で完全に囲まれた区域
- (2) レフリーが異常であるとみなした地面の損傷箇所(例:車両の移動による損傷)。
- (3) 張芝の継ぎ目:ローカルルールひな型F-7を適用する。
- (4) パッティンググリーン上、あるいはフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるヤーデージ用にペイントされた線やドット(ヤーデージマーキングなど)は規則16.1に基づいて救済を受けることができる修理地として扱われる。そのペイントされた線やドットがプレーヤーのスタンスにだけ障害となる場合、障害は存在していないものとして扱う。

(b) 動かさない障害物

- (1) 動かさない障害物と白線で結んだ区域は1つの異常なコース状態として扱う。
- (2) 動かさない障害物によって囲まれて造園された区域(花壇や低木の植込みなど)とその区域に生長しているすべての物は1つの異常なコース状態として扱う。
- (3) ウッドチップやマルチで舗装された道路。ただし、個々のウッドチップ自体はルースインペディメントである。
- (4) U字排水溝はジェネラルエリアの動かさない障害物として扱われ、ペナルティーエリアではない(ただし、ペナルティーエリアとしてマーキングされている区域の中にあるU字排水溝を除く)。
- (5) 人工の表面を持つ道路に隣接しているU字排水溝はその道路の一部として扱う。

**4. 不可分な物**

次の物は罰なしの救済が認められない不可分な物となる。

- (1) 樹木や恒久的なものに密着しているワイヤ、ケーブル、巻物やその他の物。
- (2) ペナルティーエリア内の人工の擁壁や枕木

(3) アウトオブバウンズと定めている物に取り付けられている門。

選手必携

## 5. パッティンググリーンに接する動かさない障害物

ローカルルールひな型F-5.1は適用するが、第2段落に下記を追加する。

このローカルルールは球と障害物の両方がフェアウェイの芝の長さかそれ以下に刈ってあるジェネラルエリアの部分にある場合にだけ適用する。

## 6. 特定の用具の使用制限

(1) ローカルルールひな型G-1(適合ドライバーヘッドリスト)を適用する。

このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰—失格

(2) ローカルルールひな型G-2(溝とパンチマークの仕様)を適用する。

このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰—失格

(3) ローカルルールひな型G-3(適合球リスト)を適用する。

このローカルルールの違反に対する罰—失格

(4) ローカルルールひな型G-9(壊れた、または著しく損傷したクラブの取り換え)を適用する。

(5) ローカルルールひな型G-10(46インチの長さを超えるクラブの制限)を適用する。

このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰—失格

## 7. プレーの中断(規則5-7)

プレーの中断と再開には次の合図が使われる。

危険な状態のため即時中断:1回の長いサイレン

通常の中断:3回の連続するサイレン

プレーの再開:2回の短いサイレン

注:危険な状況のためプレーが中断された場合、すべての練習区域も直ちに閉鎖となる。プレーヤーがこの閉鎖を無視して練習した場合は懲罰的な措置をとることになる。

## 8. 練習(規則5.2)

(ア) ストロークプレーのラウンド前、またはラウンドとラウンドの間

規則5.2bは次の通り修正する:

プレーヤーは、その日の自分の最終ラウンドのプレー終了後にそのコースで練習してはならない。ただし、指定練習区域を除く。

(イ) ホールとホール間の練習(規則5.5b)

規則5.5bは次の通り修正される。

2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

・終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、

・終了したパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

## 9. 目的外のパッティンググリーン

No.7予備グリーンはそのカラーも含め目的外のパッティンググリーンとする。

## 10. キャディー(ローカルルールひな型H-1.2)

正規のラウンド中、プレーヤーのキャディーの使用を禁止する。

このローカルルールの違反の罰:プレーヤーはキャディーに援助してもらったその各ホールに対して一般の罰を受ける。違反がホールとホール間で起きた、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。

## 11. スコアカードの提出

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならない、そしてすぐに戻らなければならない。

## 12. タイの決定

タイの決定方法は、各競技の競技規定に定められるか、会場で公表される。

## 13. 競技の結果—競技終了時点

第1ラウンドは成績の発表した時点をもって終了したものとみなす。

本競技においては競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

## 14. 行動規範

プレーヤーにエチケット違反、または非行があった場合には、委員会は警告、制裁を課すことがある。また、重大な非行があった場合には規則1.2aに基づいて失格とする場合がある。

#### 14. 行動規範

プレーヤーにエチケット違反、または非行があった場合には、委員会は警告、制裁を課すことがある。また、重大な非行があった場合には規則1.2aに基づいて失格とする場合がある。

##### 行動規範の違反となる行動の例

- ・コースの保護をしない(例えば、バンカーをならさい、ディボットを元に戻さないなど)
- ・受け入れられない言動をする
- ・クラブやコースを乱暴に扱う(クラブを投げたりコースを損傷させる)
- ・他のプレーヤー、競技委員、大会関係者、ギャラリーに失礼な態度をとる
- ・ドレスコードに従わない
- ・主催者が要請することに従わない。

##### 行動規範の違反の罰

- ・行動規範の最初の違反—レフリーからの警告、あるいは競技委員会による制裁
- ・2回目の違反—1罰打
- ・3回目の違反—2罰打
- ・4回目の違反や重大な非行—失格

青森県高体連ゴルフ専門部